

政策評価にかかる主な検討事項

平成 22 年 12 月 24 日

政策評価広報課

1. 行政事業レビュー等との役割分担・整合性

● 制度上の整理：

政策評価と行政事業レビュー等との役割分担は、現時点で未整理。

(参考)「平成 23 年度予算編成の基本方針」(本年 12 月 16 日閣議決定)では、「既存の政策評価制度と行政事業レビューの役割分担の明確化・連携強化」等を含め、「関係府省・部局において政府全体における P D C A サイクルの整理・強化について検討を行う。」とされている(参考資料 3)。

→基本計画上「行政事業レビュー等と適切な連携・補完を図る」などと記載してはどうか。

● 評価体系：

行政事業レビューは主として事業レベルで評価。

政策評価は主として政策レベル・施策レベルで評価。

(参考)事業仕分けは両者が混在(事業レベルの仕分けの例：青少年健全育成に関する普及・啓発、政策レベルの仕分けの例：政府広報)

→行政事業レビューの対象事業のうち、政策評価の対象となるものについては、政策評価体系との関係性を明確にすることとする。(参考資料 4)

● 評価の観点：

政策評価は評価法第 3 条(参考資料 5)で「必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点」からの評価を規定。実態としては必要性、効率性、有効性の観点から評価(参考資料 6)。

事業仕分けは「事業の必要・不必要を判定し」「不要な事業を効率化して」、「歳出を削減」するもの(刷新会議 HP)。

行政事業レビューは「各府省版事業仕分け」として主として特定事業の必要性・効率性に重点。(参考資料 7)

→政策評価においては、基本計画上は必要性・効率性・有効性の観点の記述を継続しつつ、評価書の記述は必要性・有効性に重点を置くこととしてはどうか。

● 作業のタイミング：

行政事業レビューが本年度と同様に行われるとした場合は 5 月頃から 8 月末の概算要求までのタイミングで行われると考えられる。

評価書の作成は、①行政事業レビューに資するタイミングで行う、②概算要求が決定したタイミング(9 月以降)で行う、のいずれかが考えられる。

→個別事業を対象とする行政事業レビューに先立ち、政策・施策レベルで政策評価書を作成し（①のタイミング（6月末までを想定）、行政事業レビューでは政策評価における政策・施策レベルの必要性や有効性を前提に、さらに事業レベルで必要性や効率性を中心にレビューすることと整理してはどうか。

2. 政策評価体系（参考資料8）

- 現在の政策評価体系は現行基本計画決定（平成20年2月18日）の際に見直したもの（施策単位での3年ごとの評価から政策単位での毎年の評価への変更、中長期計画・大綱の評価の総合評価方式から毎年のフォローアップ評価への変更）
→施策の分類は適切か（大括りすぎないか、細かすぎないか）
- 政策評価体系はおおむね予算の体系と整合的だが、沖縄など合致していない政策も（前掲参考資料4）
→政策評価体系と予算項目との整合性をどこまで求めるか

3. 政策評価書の記述内容等（政策評価書様式のイメージは参考資料9）

- 評価の結果目標を達成しなかった（SABC評価でBやC）施策については、未達成の原因や改善の方策を記載することとしてはどうか。
- 必要性や有効性に重点を置く場合、測定指標以外のデータ（その他統計、調査、研究結果、白書等）も活用してそれらを示す（evidence-based）ことが必要ではないか。それらをどのように評価書に取り込むべきか。
- 行政事業レビューと政策評価との適切な連携・補完が図られるようにするには、どのような改善が考えられるか。
- その他、改善の余地はないか。